

越監告示第 4 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査指摘事項の措置状況を次のとおり公表します。

令和 5 年 1 月 19 日

越前市監査委員 田中 英夫

同 田中 希世子

同 三田村 輝士

記

1 監査対象及び執行期間

下水道課 令和 4 年 10 月 17 日（月）～ 10 月 19 日（水）

2 措置状況

表 題	地域ぐるみ接続交付金の事務処理について
監査の結果	<p>< 指摘事項 ></p> <p>地域ぐるみ接続交付金の事務において、令和 2 年度分の交付金決定及び支払いが翌年度末となっている案件が見受けられた。さらに、接続実績を確認する資料を添付しておらず、起案に添付した申請書が写しであった。</p> <p>業務手順書を見直しのうえ、適切な事務処理に改められたい。</p>
措置の内容	<p>地域ぐるみ接続交付金については、交付決定と同年度に支払いが完了するよう、適切に事務処理を行ってまいります。</p> <p>また、「実績報告書兼交付金交付申請書」については、接続実績が確認できる資料を添付するとともに、交付決定の起案には申請書の原本を添付してまいります。</p> <p>なお、適切な事務処理を行うため、当該業務の業務手順書を見直し、職員に周知徹底を図り、適切な事務処理に努めてまいります。</p>